

一般社団法人 情報通信技術委員会 役員選任規程

昭和 60 年 12 月 2 日 (総会決定)

最近改定 平成 22 年 6 月 18 日 (総会)

(目的)

1 条

この規程は、一般社団法人情報通信技術委員会の役員（以下次条において単に「役員」という。）の選任の方法を定めることを目的とする。

(役員の選任方法)

2 条

役員は、理事会が推薦する者であって総会において出席した構成員の過半数の同意を得た者を選任するものとする。

附 則

この規定は、昭和 60 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。